



広報

ほくさく



八千穂高原スキー場オープンしました！

運がよければ雲海を眺めながら滑ることもできます。

No. **111**

2015年12月24日

●発行 佐久穂町役場 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地 TEL0267-86-2525
●編集 総合政策課 ●印刷 有限会社東城印刷佐久穂営業所

町の人口 12月1日現在

		前月比
男	5,736人	-16
女	6,106人	-6
計	11,842人	-22
世帯数	4,374世帯	-11
(うち外国人数104人)		

● 主 な 記 事 ●

未来を築く！行財政改革 行革だよりPart11	P2~7
後期高齢者医療制度のしくみ	P8~9
国民年金のお知らせ	P10
ご家庭の戸別受信機について	P11
「児童館」へお出かけください	P13
佐久穂町空き家バンクに登録しませんか	P15
お知らせ・年末年始休業	P19

未来を築く！ 行財政改革

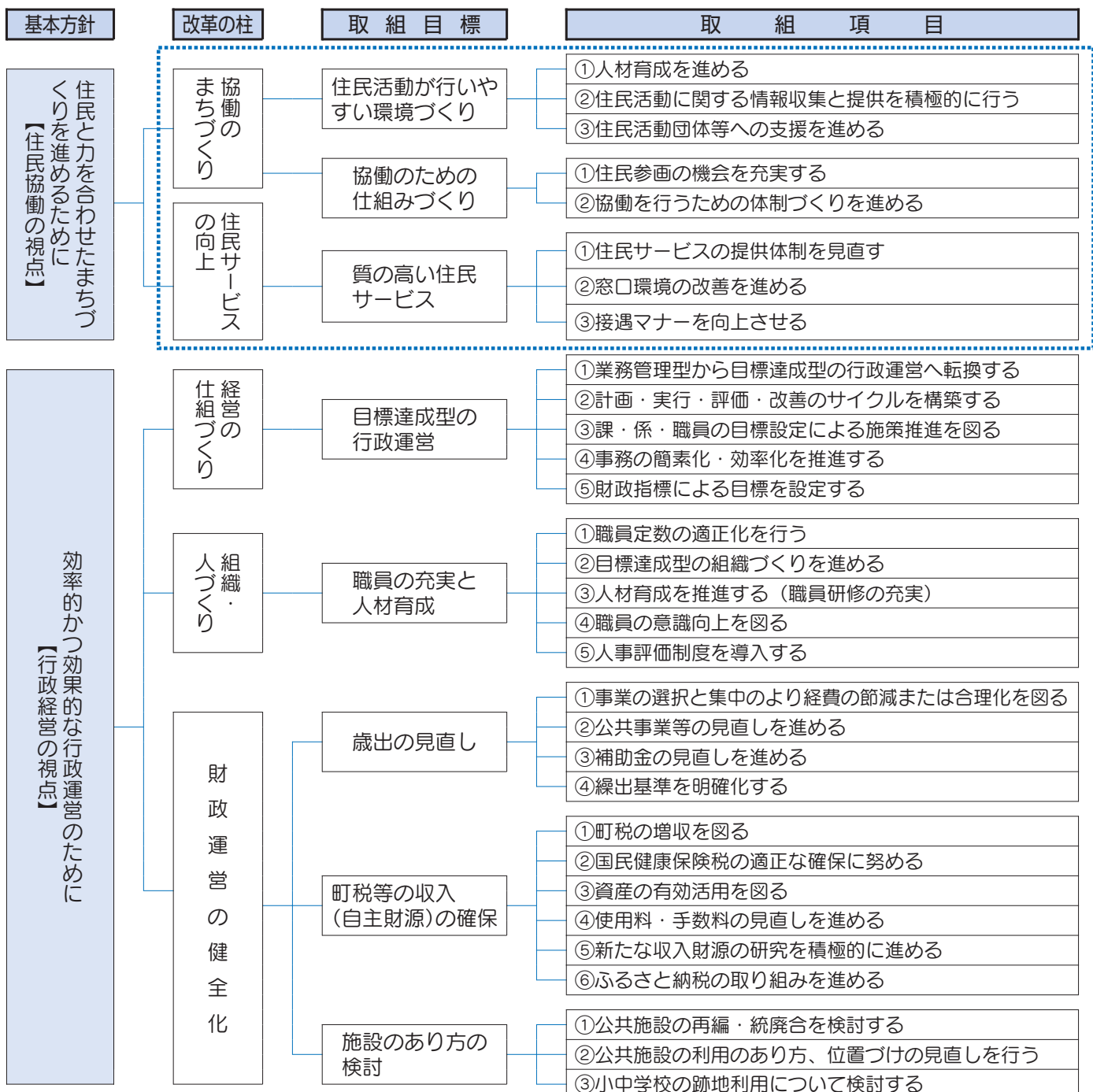
行革だより

行財政改革は緊急かつ最重要課題です。

Part11

第1次行財政改革大綱における具体的取組項目について 第6回目

5月号から、大綱における具体的取組項目の内容及び活動計画の内容をご紹介します。
 第6回目の12月号では、下記の体系図中、太点線部分の「取組目標 住民活動が行いやすい環境づくり」と「協働のための仕組みづくり」及び「質の高い住民サービス」に係る活動計画をご紹介します。



【協働のまちづくり】

地域主権により、地方自治体は自己決定と自己責任のもと、地域の特性を活かして地域の実情にあったまちづくりを行っていく必要があります。住民と行政が協働した「パートナーシップ型のまちづくり」が求められています。公共的サービスの担い手として期待される区・NPO・住民団体など多様な主体が自主性を尊重し合いながら力を合わせて、解決できる諸課題について協働で解決にあたり、この町の特性を活かしたまちづくりを行政と一体となって進めていく協働の仕組みづくりを進めます。

【住民サービスの向上】

住民に最も身近な基礎自治体として、住民の満足度を高めていくために、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズを的確に把握した住民サービスを提供することが必要です。住民の目線に立ち、効率性の視点も留意しながら、住民サービスの提供体制と接遇マナーの向上に努めます。

計画番号	(見直し等を行う) 活動計画名	担 当 課
	取組内容 (見直し概要)	
1	地域健康づくり員活動	健康福祉課健康づくり係
	保健推進員と統合して内容と目的を再検討する。	
2	意識向上のための勉強会等の開催	全 庁
	職員と区や各種団体など担い手となる方々を対象とした、協働に関する勉強会等を開催し、職員の理解を深めるとともに住民意識の高揚を図る。	
3	地域リーダーの育成	全 庁
	政策研究チーム等で方法等を検討し、地域リーダーを育成する。	
4	住民活動内容の積極的な情報発信	全 庁
	ホームページや広報さくほを通して、住民活動団体の活動や呼びかけなどを積極的に行っていく。	
5	住民活動団体が相互に情報交換できる機会の提供	全 庁
	住民活動が相互に情報交換できる機会の場の提供や、先進地事例の取り組みの紹介を行っていく。	
6	区活動助成金交付事業	総務課庶務係
	区に対して引き続き支援していく。区のあり方について、区の編成と合わせ平成32年度までに政策研究チーム等で検討し、一定の方向性を出す。区長会等においても、情報共有を図っていく。	
7	農地・水保全管理事業	建設課管理係
	町内の他の地域に取り組みを推進していく。地域住民が積極的に取り組めるような、方法・制度を検討する。	
8	道水路普請事業	建設課管理係
	農地・水保全管理事業を活用すれば、資材支給等に対して国県からの財政支援があるため積極的に推進していく。日常の管理に加え、地域住民が積極的に取り組めるような、方法・制度を検討する。	
9	提案公募型補助金制度の創設	全 庁
	提案公募型補助金制度を創設する。	
10	男女共同参画事業	住民税務課人権政策係
	活動内容について、研修会だけでなく、男女共同参画に向けた活動を推進していく。	
11	住民の声を取り入れた計画策定、まちづくりの推進	全 庁
	総合計画は住民・関係団体と協働で策定しており、今後も住民の声を取り入れたり、パブリックコメントを実施しながら計画策定、及びそれに基づくまちづくりを進める。	

計画番号	(見直し等を行う) 活動計画名	担 当 課
	取組内容 (見直し概要)	
12	おでかけ町長室・地区懇談会の開催	全 庁
	おでかけ町長室や地区懇談会により活発な意見交換を重ね、町の施策への理解と関心を深める。	
13	まちづくり協議会の検討・設立	全 庁
	住民と行政の協働のまちづくりを進めるため、まちづくり協議会を立ち上げることを検討していく。区のあり方等を含め平成32年度までに、一定の方向性を出す。	
14	地域へ参加する仕組みづくり	全 庁
	住民と行政の協働のまちづくりを進めるため、まちづくり協議会を立ち上げることを検討していく。区のあり方等を含め平成32年度までに、一定の方向性を出す。	
15	ICT (情報通信技術) の活用	全 庁
	引き続き、防災無線・広報さくほ・ホームページ・さくほ緊急メール等により、住民への情報提供を進めていく。また、ICT (情報通信技術) の有効な活用方法を検証し、住民が町の情報を身近に感じることのできるような情報共有の仕組みを検討していく。	
16	申請手続きの簡素化・効率化	全 庁
	住民の利便性・手続きの迅速化を進めるため、窓口での内容説明や申請書の記入方法等についてマニュアル化、申請手続きにおける簡素化などを検討していく。	
17	ワンストップサービスの検討・実施	全 庁
	住民サービスの向上のため、窓口サービスのワンストップ化を、住民や職員の意見を聞きながら検討・実施していく。庁舎統合の可能性があることから、併せて検討していく。	
18	接遇マナーの向上	全 庁
	職員一人ひとりが役場の顔としての自覚を持ってマナーとエチケットの向上に努めるため、職場改善に向けた政策研究チーム等で検討していく。また、定期的な接遇改善研修や、接遇時のトラブルについて、対応事例を収集し、職員間での情報共有を図っていく。	

上記「活動計画」の中から、事業をピックアップし、見直しの内容、住民の皆さんから頂いた意見などをご紹介します。

活動計画	1 地域健康づくり員活動	担 当 課	健康福祉課	担 当 係	健康づくり係		
現 状 と 課 題	昭和30年代発足の歴史ある団体である。時代の流れとともに、住民の興味や価値観等が多様化する中で、あり方を住民から問われている。行政が公平性や活動の質を求めてしまうことで活動の自由がなくなっており、組織の目的とあり方を根本から検討する必要がある。						
取 組 内 容 (見直し概要)	保健推進員と統合して内容と目的を再検討する。						
目 標	人材育成を進める。						
年 度 別 計 画	H26 検 討	H27 検 討	H28	H29	H30	H31	H32
補 足 説 明	地域健康づくり員は、旧八千穂村時代に村ぐるみで健康管理事業が開始されることに伴い、地域と役場のパイプ役や保健師の補助的な役割を担い、衛生知識などの学習や、検診結果についての分析等を行う住民組織として、昭和34年に衛生指導員として誕生しました。平成17年の町村合併時には、名称を地域健康づくり員に変更し、引き続き健康づくり事業推進のため、地域保健活動を通して町民の健康意識向上に努める住民団体として活動してきました。この地域健康づくり員は、地域住民による主体的な活動を行う団体として、住民や医療機関から高く評価されてきました。 そして、地域健康づくり員は任期が2年、区ごとの交代となっています。しかし2期、3期と長く続ける委員が少なくなっており、保健推進員との役割分担、差別化が出来にくくなってきています。かつては地域						

<p>補 足 説 明</p>	<p>住民組織として、男性がリーダー的な位置付けでしたが、目的を達成することが困難な組織になってきたと感じています。 そこで、地域健康づくり員のあり方を時代に合ったものに変えていくために、地域健康づくり員と保健推進員を統合して、佐久穂町としての保健推進員を作り上げていくために、内容と目的を再検討するものです。 この方向性については、町と千曲病院だけで検討したのではなく、衛生指導員OB、地域健康づくり員OB、佐久総合病院の関係者の方々や健康づくり協議会など多くの方と時間をかけて議論してきました。これらの経過の中で地域健康づくり員と保健推進員を統合し、内容と目的を検討するという内容の活動計画に至っています。</p>
<p>町総合計画審議会における意見等</p>	<p>地域健康づくり員と保健推進員の目的は全く違います。地域健康づくり員はある程度大きな地域の中で関わりながら町全体での健康づくりをどうしようかということを考えるし、保健推進員は常会単位で選出され常会単位で活動するものなので、これが果たして統合して目的を果たせるのか疑問です。廃止することが目的であれば、統合ではなく廃止と表現した方が良いと思います。 保健推進員、一般的には保健補導員ですが、保健補導員を女性に限らず男性からも選出できるという仕組みであれば、健康づくり員をなくしてしまって、保健補導員一本でいっても良いのかなと思います。まちづくり全体を考える男性に限らない組織がどこかに必要だと思います。</p>
<p>住民の皆様から頂いた意見等</p>	<p>地域の中から選出するのが難しくなってきたということですが、健康づくりについては昔から継続して貰ってきた1つの特色ですから、簡単ではないと思いますが何らかの形で精神として活かせることは継続してもらいたいと思います。単純にカットすれば良いということではないと感じていますので、考慮していただければと思います。課題はありますが、これまでの伝統と良い面を活かしながら今後の活動を追求すべきだと思います。 以前保健推進員をつとめた時は、健診のお手伝いという面が強調されていたように感じています。調べ学習は苦手な方もいたし、出る回数も多く負担になっている方もいたと記憶しています。学習テーマは暮らし全般からテーマ設定すれば、各々の暮らしに還元できると思います。</p>

<p>活 動 計 画</p>	<p>9 提案公募型補助金制度の創設</p>						<p>担 当 課</p>	<p>全 庁</p>
<p>現 状 と 課 題</p>	<p>様々な地域課題に対して、住民が自主的・自発的に行う公益的な活動を推進していくため、町として新たな財政支援を検討する必要がある。</p>							
<p>取 組 内 容 (見直し概要)</p>	<p>提案公募型補助金制度を創設する。</p>							
<p>目 標</p>	<p>住民活動団体等への支援を進める。</p>							
<p>年 度 別 計 画</p>	<p>H26 検 討</p>	<p>H27 実 施</p>	<p>H28 実 施</p>	<p>H29 実 施</p>	<p>H30 実 施</p>	<p>H31 実 施</p>	<p>H32 実 施</p>	
<p>補 足 説 明</p>	<p>補助金等とは、住民や民間の団体等が行う公益性が高い事業や活動を育成するために、町から金銭的支援として交付する経費です。補助金等の原資は、住民等からの税金であることから、補助金制度のあるべき姿としては、「公平で、公益性が高い、事業に対する補助金制度」であることが求められています。 そして、地域づくり団体等を支援する総合補助金制度として、長野県には「地域発 元気づくり支援金」があり、同様の制度を持つ市町村が多いですが、当町にはありません。そこで、様々な地域課題の解決を図る公益活動を促進し、町民等が主体となった地域社会の実現及び町民等と行政との協働体制の構築を図ることを目的として、自主的・自発的に行う公益的な事業に対して補助する新たな補助金制度を創設するものです。</p>							
<p>町総合計画審議会における意見等</p>	<p>住民との協働に関してはある程度住民側では動いているのが現状であり、行政側が遅れています。現在動いている団体を活性化させていく手法になると思います。また、新たな補助金制度について、国県の補助期間は3年で切れてしまうので、息の長い経常的な低額の補助を希望します。資金が続かないから組織を継続していけないという相談が多いので、補助期間は10年間またはそれ以上が良いと思います。 地域にとってすごく魅力のある政策なので、平成27年度実施のように忙しく実施すると強い地位や早い者勝ちになるという不安を感じます。 町民向けに制度ができたことを早めにお知らせしていくようにお願いします。</p>							
<p>住民の皆様から頂いた意見等</p>	<p>県の元気づくり支援金の町バージョンというのは、上手く使えば私たちが考えている民間での活性化ができると思います。来年からでもスタートしてもらいたいと思います。</p>							

活動計画	11 住民の声を取り入れた計画策定、まちづくりの推進						担当課	全 庁
現状と課題	地域課題の多様化、複雑化により、行政サービスだけでは解決することが困難になってきているため、区等多様な団体が町の将来像を共有しつつ、役割分担しながらまちづくりを進める必要がある。特に町の最上位計画である総合計画には、住民参画が重要である。							
取組内容 (見直し概要)	総合計画は住民・関係団体と協働で策定しており、今後も住民の声を取り入れたりパブリックコメントを実施しながら計画策定、及びそれに基づくまちづくりを進める。							
目 標	住民参画の機会を充実する。							
年度別計画	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
補足説明	住民と行政が協働でまちづくりを進めていくためには、十分な合意形成やコミュニケーションのもとで互いを認め、ともに学び、ともに育んでいこうとする意識改革や協働事業の実例を少しずつ積み重ねていくことが重要です。そのため、住民が町政へ参画できる機会の充実と、「解決方法をともに考え、協力しながら取り組んでいく」という仕組み（体制）づくりを進めていく必要があります。そこで、総合計画など町の計画を策定するにあたっては、住民とともに作り上げていくような仕組みづくりを進めていきます。							
町総合計画審議会における意見等	住民の声を十分に受け入れられるような時間の確保をお願いします。そして審議会等においては、是非実質的な審議を行えるように、審議会のあり方として、余裕をもったスケジュールをお願いします。次回以降の計画等の審議の際は反映していただくようお願いします。							
住民の皆様から頂いた意見等	パブリックコメントの期間が短いので、より多くの住民の意見を受けられるような配慮をお願いします。協働のまちづくりについて、今まで町はやってこなかった事はないと思いますが上手く出来てこなかったのはいくつか問題点があり、1つは住民の参画意識というものが十分形成できなかったことと、もう1つは住民がそういう事に対して、住民自身の運動、主体性をつくることできなかったからだと思います。その参画意識、主体性をつくるためには、計画を作る段階から住民の参加を求めて、説明し議論していくことが必要だと思います。そうすれば、住民の側もやらされているのではなく、やらなきゃしょうがないんだ住民自身がやらなければならないと考えることにつながっていくと思います。							

活動計画	13 まちづくり協議会の検討・設立						担当課	全 庁
現状と課題	少子高齢化の進行により各区の機能が低下し、今ある集落を今後維持することが難しくなることが想定される。そのため、地域の活力を集中させ、地域の課題解決に向けて地域住民が主体的に取り組む「新たな自治組織」を検討する必要がある。							
取組内容 (見直し概要)	住民と行政の協働のまちづくりを進めるため、まちづくり協議会を立ち上げることを検討していく。区のあり方等を含め、平成32年度までに、一定の方向性を出す。							
目 標	住民参画の機会を充実する。							
年度別計画	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
	検討	検討	検討	検討	検討	検討	設立	
補足説明	住民と行政が協働でまちづくりを進めていくためには、十分な合意形成やコミュニケーションのもとで互いを認め、ともに学び、ともに育んでいこうとする意識改革や協働事業の実例を少しずつ積み重ねていくことが重要です。そのため、住民が町政へ参画できる機会の充実と、「解決方法をともに考え、協力しながら取り組んでいく」という仕組み（体制）づくりを進めていく必要があります。そして、少子高齢化の進行により今ある集落の機能をそのまま維持していくことが困難になることが想定される中、地域の活力を集中させ、地域の課題解決に向けて地域住民が主体的に取り組む仕組みとして、まちづくり協議会の検討・設立を行っていくものです。区の統合という形ではなく、大字単位や旧小学校単位でいくつかの区が集まって協議会等を立ち上げていくイメージで考えています。							
町総合計画審議会における意見等	町内に58区あることについては様々な考え方があると思います。町村合併して10年上手くやってこれたのも各区の活動があったことによると思います。ただし今後の課題を踏まえると、数少ない住民で構成している区からすると、地元の方で担いきれないということも想定されますので、住民が納得する中で統合というのも1つの考え方だと思います。単純に合併すれば良いということでは							

町総合計画審議会における意見等	なく、区と町が横の関係でつながり、さらにそれぞれの区の活動内容等について学び合うことを通して、意識等を変えていくことが必要だと思います。 協働という言葉は美しいけれども実態がないというパブリックコメントでのご意見がありますが、区長会というような組織が受け皿になっていかないと今後のまちづくりは進んでいかないと思います。大きな区の場合にはいろいろな仕事を進めていくことが可能ですが、小さい区だと色々な役割ばかり押し付けられて、もういやだということや若い方たちは区から逃げたいという動きもありますので、区の再編は考えていくべきだと思います。区の権限あるいは仕事の強化は、町と一体となってやっていくという点については、非常に大切かつ重要なことだと思います。
住民の皆様から頂いた意見等	58区あり、世帯数や人数もまちまちなので、ならしていくことが必要だと思います。13,000人で20くらいの区がある町では、5年計画を区役員が検討しており、町職員が一緒になって知恵を絞って考えています。そういうのを参考にしていけばおもしろい仕組みが作れると思います。 まちづくり協議会について、区の再編や区の統合といったものが1つの考え方としてありますが、補助金や公共事業まで含めると支出を削減する上で非常に大きな効果があります。平成32年度までに検討となっていますが、最も基本になる部分なのでもっと早く平成30年には実施できるようにしてもらいたいと思います。 区の再編等については、区の定義、区に任される事業等を明示し、町からの大胆な改革・再編素案等の提示と住民との意思疎通を実施するようにお願いします。

【お問い合わせ先】 佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係
TEL0267-86-2553 FAX0267-86-4935
E-mail : seisaku@town.sakuho.nagano.jp

佐久穂町行財政改革大綱は町ホームページや佐久庁舎、八千穂庁舎、生涯学習館でご覧になれます。

シリーズ「盛り盛りおかずスープ」 No.24

～ ごまのコクと風味を生かした味噌仕立ての汁物です ～

ごま汁



4人分材料

- 大根……………120g
- にんじん……………30g
- 里芋……………100g
- 長ねぎ……………40g
- 焼きちくわ……………1/3本
- 油揚げ……………1枚
- だし……………3カップ
- みりん……………小さじ1/3
- 味噌……………30g
- 白すりごま……………小さじ4

1カップは200cc
小さじ1は5ccです

作り方

- ① 大根、にんじんはいちよう切り、里いもは食べやすく切り、塩(分量外)を振ってもみ、ぬめりをとってから洗う。ねぎは小口切りにする。
- ② ちくわは縦半分に切ってから5mmくらいの厚さに切る。油揚げは縦半分に切ってから短冊に切る。
- ③ だしで大根、にんじん、里いも、油揚げを順に入れて煮る。軟らかく煮えたら、ちくわを加え、味噌、みりんを調味する。
- ④ 再び沸騰する直前に、長ねぎとすりごまを加え、火を止めて出来上がり。



1人分 エネルギー 96kcal たんぱく質5.3g
脂質4.0g 食物繊維3.1g 食塩相当量1.3g

1食の組み合わせ例

ごはん、野菜の肉巻き蒸し、ごま汁、わかめの酢の物

健康福祉課

75歳以上の方と 65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、国民全体で支えあうことを目的として作られた制度です。制度の運営は長野県内の全ての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」と、市町村とで役割分担しています。

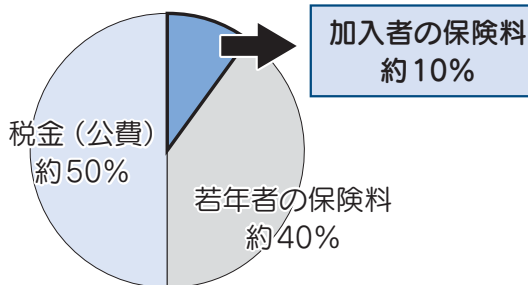
広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

市町村が行うこと

被保険者への保険証の引渡し、被保険者からの各種届出や申請の受付、保険料の徴収などを行います。

後期高齢者医療制度で支払う医療費の内訳



左の図のように、後期高齢者医療制度の医療費は、税金と若い世代からの支援金で全体の約9割を支払い、残りの約1割を加入者のみなさんからの保険料でまかっています。

みなさんにお支払いいただく保険料も大切な財源です。

被保険者となる方

● 75歳以上の方

75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。

● 65歳から74歳までの一定程度の障がいがある方

75歳になるまで、いつでも加入や撤回ができます。町担当窓口で申請をしてください。

※一定の障がいとは

- 身体障害者手帳の1級、2級または3級に該当する方
- 身体障害者手帳の4級に該当する方のうち、次のいずれかに該当する方
 - ◇ 音声機能または言語機能の障害に該当する方
 - ◇ 下肢障害の1号3号または4号に該当する方
- 療育手帳の重度(A)に該当する方
- 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級に該当する方
- 国民年金証書の1級または2級に該当する方
- 上記の書類をお持ちでない方で上記と同程度の障害のある方

※後期高齢者医療制度は他の医療保険とは、医療費の一部負担の割合の判定基準や保険料の算定方法が異なります。後期高齢者医療に加入することで、従前の医療保険より負担が軽くなる場合もあれば重くなる場合もあります。まずはご相談ください。

また、申請日より前に遡って、加入や撤回をすることはできませんので十分注意してください。

保 険 証

被保険者には、「後期高齢者医療被保険者証」が**1人**に**1枚**交付されます。

75歳になる誕生日までに保険証が交付されます。

保険証の有効期間は、原則毎年8月1日から翌年の7月31日までとなっています。

紛失したときや、汚れた時は再交付しますので役場担当窓口へお申し出ください。



現在、保険証の色は「黄色」です。

医療機関での自己負担割合

医療機関での窓口負担の割合は、「一般」の方は**1割**、「現役並み所得の方」は**3割**です。前年の所得等をもとに、8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

※「現役並み所得者」とは

住民税課税標準額が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方です。ただし、次に該当する場合は申請し、広域連合で認定された場合は1割となります。

- ・同一世帯に被保険者が1人の場合、被保険者の収入額が383万円未満
- ・同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者全員の収入額合計が520万円未満
- ・同一世帯に被保険者が1人で、かつ、70歳以上75歳未満の方がいる場合、被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入額合計が520万円未満

保 険 料

保険料は広域連合で決定し、**被保険者1人ひとりに納めていただきます**。保険料の納め方は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替による「普通徴収」があります。ただし、次のいずれかの場合に該当する方は、継続して普通徴収となります。

※ 介護保険料が普通徴収の場合

- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料がひかかれている基礎年金等の額の半分以上を超える場合

医療機関における適正受診にご協力ください

現在、休日や夜間に、軽症の患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。

必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での調剤の際には、以下のことに留意しましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安くすみます。「ジェネリック医薬品相談カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。

国民年金のお知らせ

年末年始、帰省の季節です

20歳をすぎたご家族の年金について、
家族ぐるみでチェックをお願いします。



未納のままにいませんか？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。(本人の申請が必要です。)

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故などの万一の時にも心強い味方となる制度です。

保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

納めることが難しい場合は、免除・猶予などの制度を有効に利用しましょう。

●家族みんなが顔を合わせることの多い年末年始、この機会にご家族で年金について確認し合ってみてください。

国民年金保険料の納め忘れのある方へ～10月から後納制度が変わりました。

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、後納制度をご利用できる期間が10年から5年になりました。

(過去2年以内の未納分はこれまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です。)

▼この機会にぜひ後納制度をご利用ください。(問い合わせ：小諸年金事務所0267-22-1082)

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

◆確定申告される方は大切に保管を！◆

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、1月1日～9月30日までに国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、11月中旬に日本年金機構から送付されております。

すでに年末調整の際に添付した方もおられると思いますが、確定申告される方は大切に保管し、申告の際に添付してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書も添付の上、申告してください。

この証明書についてのご照会は、はがきに記載されている電話番号にお問い合わせください。

なくしてしまった場合は、

小諸年金事務所・国民年金課0267-22-1482までご連絡ください。

◆お亡くなりになった方の年金について◆

年金の死亡届・未支給年金の手続きは、「お早目に」また「忘れずに」手続きをお願いします。

年金についてのご相談は、小諸年金事務所相談室0267-22-1082までお願いします。

***** 住民税務課 住民係 0267-86-2525 *****

ご家庭の戸別受信機について

ご家庭にある戸別受信機は、町から防災情報や行政情報をお伝えするものです。いざという時に備え日頃から点検をお願いします。

◎操作ボタンの説明



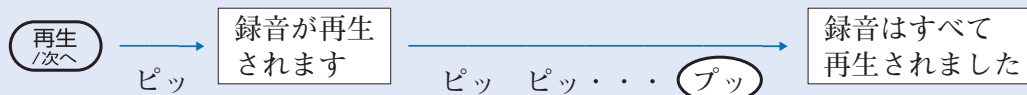
名称	色	点灯しているとき	点滅しているとき
① ライト	白	ライト ON/OFF を押したとき 停電の時など電源が乾電池に切り替わったとき	緊急放送を受信しているとき
② 乾電池	赤	乾電池で動いているとき	乾電池交換のサイン、または乾電池が入っていないとき
③ AC	緑	コンセントで動いているとき	放送を受信しているとき
④ 録音	橙	放送を録音しているとき	未再生の放送が残っているとき

◎録音ランプの点滅は故障ではありません

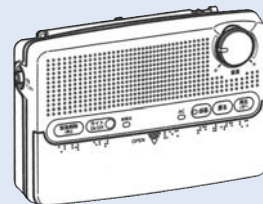
火災などの緊急放送は、自動で録音されます。

録音ランプが橙色に点滅している場合は、未再生の放送が残っています。

下記の手順で消すことができます。



※ 再生途中で 再生/次へ を押すと、次の放送へスキップします。最後に プッ と鳴れば再生はすべて終了です。



◎乾電池の確認は大丈夫ですか？

乾電池は停電時などの非常用です。必ず入れてください。

乾電池ランプが赤色に点滅している場合は、乾電池を交換してください。

単1形、単2形、単3形のどれでも使用できます。

いざという時のために1年に1度は交換しましょう！

◎故障かな？と思ったら・・・

「放送が聞こえない」「放送が途中で途切れてしまう」等の故障と思われる場合は、下記へご連絡ください。

ご不明な点・お問い合わせ先

佐久穂町役場 総務課 TEL.86-2525

未就園(学)のお子さんのいるお母さん・お父さんへ

「児童館」へお出かけください

7月に旧佐久中央小学校の南校舎が改装されて、新たな「佐久穂児童館」がオープンしました。利用時間は9:00～12:00が基本ですが、大いにご利用ください。

- *「すこしおしゃべりしたいよね！」明日、児童館でどう？
- *ブランコやグラウンドで遊んだ後、児童館で休んでいこうか！
- *「子育てランド」で教えてもらったこと、児童館でやってみようよ！
- *「クッキー作ったんだけど、一緒に食べない？」児童館でどう？
- *今度、「児童館で読み聞かせがあるそうだけど…」一緒に行かない！
- *「グループで部屋を借りることもできるそうだよ！」借りようか！

児童館の使い方はいっぱいあると思います。まずは、お友達や知り合いを誘いあって、あるいはお子さんと二人で児童館に足を運んでみてください。冬は部屋を暖かくしてお待ちしています。児童館は小学生だけのものではありません。子育て中のお母さんやお父さんの利用をお待ちしています。(無料で利用できます。)

☆将来的には こんなことも考えています☆

- ◆仲間を増やして、クリスマス会など。
- ◆中学生や高校生が小学生に勉強や宿題をみてあげることができたらいいな！
- ◆列車通学の高校生が一時待ち合わせ場所としての活用ができたらいいな！
- ◆未就学児童と小学生、中学生、高校生等の交流場所になればいいな！…等々

(児童館は0～18歳まで使用可能です。)

さらに、児童館の活用方法がありましたら、ご意見をお寄せください。

ボランティア スタッフ募集

- 児童館では子育てに関するボランティアを募集しています。個人・団体どちらでも結構です。児童館又はこども課にご連絡をお願いします。



なんでも相談

- 児童館職員の中には「人権擁護委員」もいます。こどもの人権等に関する悩み事相談も受けて、行政や関係機関との仲立ちをいたします。遠慮なくご相談ください。

平成26年度ごみ排出量の結果

★ごみの排出量

平成26年度に町内で排出されたごみ（粗大ごみ収集を除く）の量は2453tと前年度比約1.7%の減少となりました。若干ながら増加傾向にあったごみの量を、町民の皆様の正しい分別、リサイクル推進のおかげで昨年度に引き続き減らすことができました。ご協力ありがとうございました。引き続き、ごみの正しい分別、減量化、リサイクルの推進にご協力お願いいたします。

(単位：kg)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
可燃物	1,666,900	1,725,900	1,714,530	1,694,105
不燃物	78,290	79,410	76,815	73,230
缶 類	28,640	29,130	26,730	25,520
雑ビン類	71,726	68,555	68,350	67,860
プラスチック類	141,600	135,330	134,440	125,175
古紙類	421,360	418,810	408,690	400,470
※有害ゴミ	6,672	7,750	6,250	6,440
布 革 類	61,710	61,000	55,650	57,390
スプレー缶等	2,400	2,820	3,160	2,880
合 計	2,479,298	2,528,705	2,494,615	2,453,070

※有害ごみ：乾電池、蛍光管、電球

古紙のリサイクルにご協力をお願いいたします。

古紙類は、可燃ごみとして出すのではなくそれぞれの分類に応じて正しく出すことにより、ごみの減量化、資源のリサイクルを推進し、地球温暖化防止に貢献することになります。そして、何よりも町の経費削減を図ることができます。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

□古紙類はそれぞれ月1回出すことができます。

決められた時間（朝6時から8時まで）に十文字に縛り、資源ステーションに出してください。

□紙パック類はきれいに洗ってから、スーパーなどの店舗回収にご協力してください



お問い合わせ先 佐久穂町役場住民税務課生活環境係 86-2552

佐久穂町空き家バンクに登録しませんか

町では、空き家を有効活用し佐久穂町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため空き家バンクを開設しています。使っていない住宅を「売りたい」「貸したい」方は、町へご相談ください。

空き家バンクとは

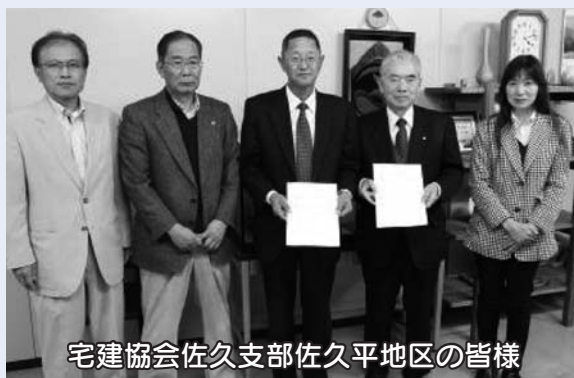
空き家の売買、賃貸等を希望する所有者から物件の提供を受け、佐久穂町での暮らしを考えている希望者に町が情報を紹介する制度です。

交渉・契約はプロがサポート!

売買や賃貸等の取引の信頼性や安全性を確保するため、この度、長野県宅地建物取引業協会 佐久支部佐久平地区（以下「宅建協会」）と空き家バンク媒介等に関する協定を締結しました。

交渉・契約に関する媒介業務は、町と提携を結んだ不動産業者が行いますので、安心して手続きを進めることができます。

なお、宅建協会が行う契約や管理等については手数料等が発生しますのでご注意ください。



宅建協会佐久支部佐久平地区の皆様

お問い合わせは、総合政策課 政策推進係（86-2553）まで

平成28年度

「地域発 元気づくり支援金」事業を募集します

長野県では、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、「地域の元気」を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して支援金を交付しています。

平成28年度の事業を以下のとおり募集しますので、応募していただきますようお知らせします。

1、対象事業

自らの知恵と工夫により自主的・主体的に取り組む地域の元気を生み出す事業。（保健・医療・福祉・教育・文化・環境保全・景観形成・産業振興・その他）

2、対象団体

公共的団体（自治会、地域づくり活動を行う協議会など）

3、支援金の補助率及び補助額

- 補助率 - ソフト事業3/4以内、ハード事業2/3以内
- 補助額 - 30万円以上

4、募集期間

平成28年1月4日（月）～2月1日（月）

5、応募方法

役場総合政策課政策推進係 電話86-2553へお問い合わせください。
随時、事前相談を受け付けています。

税務署からのお知らせ

所得税の確定申告をされるすべての方へ

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

国税に関するご相談は、まず電話にてお問い合わせください

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でご案内しております。相談内容に応じて『0』、『1』、『2』の番号を選択してください。

『0』を選択

- 東日本大震災に関する国税のご相談

『1』を選択

- 国税に関する一般的なご相談

『2』を選択

- 個別的なご相談のための予約手続き
- 税務署からの照会に関するお問い合わせ
- 税金の納付相談

東日本大震災に関する 国税の電話相談の専用窓口

音声案内に従い相談内容の番号を選択してください

- 「1」…被害を受けた個人
- 「2」…被害を受けた法人
- 「3」…その他のご相談

電話相談センター

音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。

- 「1」…所得税
- 「2」…源泉所得税・年末調整
- 「3」…相続税・贈与税・譲渡所得
- 「4」…法人税
- 「5」…消費税・印紙税、その他の税
- 「6」…署の所在地、開庁時間

税 務 署

税務署での面接相談は、「事前予約制」としております。

相談日時をご予約いただくと、待ち時間なくご案内できます。

佐久税務署 電話 0267-67-3460 (代表)

歳末謝恩セール

内山障子紙各種
ご奉仕価格で!

- 張りやすい
- はがしやすい
- 破れにくい
- 日焼けしにくい

- *博文館日記、H28年用
手帳類 入荷しました!
- *書道用品2割引

佐久穂町東町 **森田屋**

TEL.0267-86-2312 FAX.0267-86-2993

●年賀・喪中ハガキ印刷します

特報! プラモデル トミカ
最新もの入荷しました!

- *しらかばちゃん ロゴ入りポロシャツ
- *配達も致します
- ブルゾン 販売中

ながの子育て家庭優待
パスポート事業協賛店

〔広告〕

『農地』のことは、ぜひ、『長野県知事』指定の『長野県農地中間管理機構』にお任せください。

(※長野県では、(公財)長野県農業開発公社を『農地中間管理機構』に指定しました)

■『農地』に関する次のような悩みはありませんか。

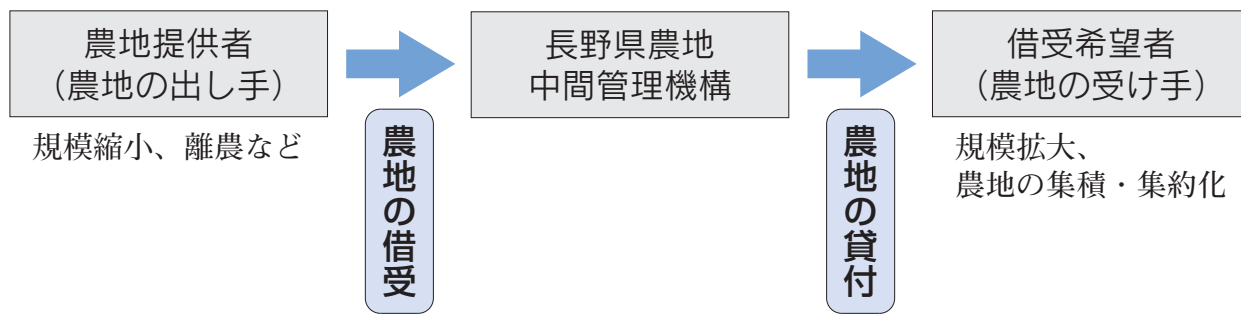
- ◆「経営規模を縮小したいけど、残った農地の管理はどうしようかなあ」
- ◆「子供達は勤めが忙しく、当分の間は農業に従事しないなあ」
- ◆「地域の担い手に農地を貸しても良いけど、誰に貸したら良いのか分からないなあ」

このような皆さんの悩みを解決するのが、『長野県農地中間管理機構』です。

■『長野県農地中間管理機構』は、

- ◆農地を一定のルールに沿って借受け、地域の大規模農家や新規就農者等の皆さんに農地の転貸を行う「公的組織」です。
- ◆現在、同機構への農地の貸付を希望する方を募集しています。
- ◆詳細は次のとおりです。

1 農地貸付けまでの流れ



2 機構が農地を借り受ける条件等

- ◆ 機構が農地を借り受ける年数は10年以上です。
(※平成28年1月から借受ける年数に5年間を追加)
- ◆ 機構が農地を貸し付ける相手(農地の受け手)は、町で作成している、「人・農地プラン」に基づき、調整が行われます。
- ◆ 賃貸借期間中は機構から農地の賃料が口座振替で確実に支払われます。

3 機構へ農地を貸し付けた方等へのメリット

- ◆ 10年以上機構に農地を貸付けるなどの一定の条件を満たすと、農地を貸し付けた方に、「経営転換協力金」や「耕作者集積協力金」が交付されます。
- ◆ 10年以上地域の農地を機構にまとめて貸し付けた場合などの一定の条件を満たすと、機構に貸し付けた農地の割合に応じ、「地域集積協力金」が交付されます。

※ 機構に農地を貸し付ける期間が5年の場合、「経営転換協力金」、「耕作者集積協力金」、「地域集積協力金」の対象になりません。

■ 詳細は産業振興課農政係 (TEL : 88-2528) へお問い合わせください。

注意!! マイナンバーに関する詐欺行為が多発しています! ～ 以下のような電話等に注意してください～

(保存版・マイナンバー広報⑦)

- ① マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付手続きにおいて国の関係省庁（総務省、厚生労働省、国土交通省等）や地方自治体（市町村）などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。ATMの操作をお願いすることも一切ありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には絶対に応じないでください。
- ② 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や、不正な勧誘などには十分注意してください。
- ③ マイナンバー関連であることを語ったメールが送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう注意してください。
- ④ 「なりすまし」の郵送物にご注意ください。
 - マイナンバーは「通知カード 個人番号カード交付申請書在中」、「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入って、簡易書留で各世帯に郵送されています。配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞くことはありませんので、注意してください。
 - 個人番号カードの交付申請の返信用封筒には、顔写真や個人情報を含んだ申請書を入れて返信することになっています。返信用封筒の宛先が「地方公共団体情報システム機構」であるかご確認ください。また、個人番号カードの交付申請書に口座番号などを記載することはありません。
- ⑤ 「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は、詐欺の手口です。こうした手口によって、人を欺き、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

●実際の被害の事例

- * 市役所の職員を名乗る者が訪問し、「役所から来た。マイナンバーカードの登録にお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目でお金をだまし取られた。
- * 公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪にあたる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。

お知らせ

年末年始休業

役場

12月29日(火)から1月3日(日)まで休業となります。

住民票などの証明書の発行手続きができません。ご了承ください。

なお、戸籍関係届出の受付等は、佐久庁舎の宿日直で対応させていただきます。

火葬場 高峯苑・豊里苑

高峯苑及び豊里苑の火葬場は1月1日(金)・1月2日(土)は休業となります。(12月31日(木)は、午後1時の火葬で終了です。)

茂来館・図書館

12月27日(日)から1月4日(月)まで休館となります。

海瀬社会体育館・

しらかば社会体育館

12月29日(火)から1月3日(日)まで休館となります。

千曲病院

12月29日(火)から1月3日(日)まで休診となります。

狩猟免許試験・講習会のお知らせ

自分の畑の大切な作物をシカやイノシシに食べられた…荒らされた…。そんな時、被害対策として防護ネットや柵が有効ですが、ワナによる捕獲も有効です。シカやイノシシ等の野生鳥獣を捕獲する方へ、下記の日程で初心者狩猟免許講習と狩猟免許試験が開催されますのでお知らせします。野生動物による農作物被害にお困りの方は、この機会に狩猟免許を取得してください。新規の狩猟免許取得者には、町から取得費用の補助として1万円が交付されます(申請者のみ)。また、「くくりワナ」の貸出を行っております。



日程・会場

会場	内容	初心者狩猟免許試験講習会日時	狩猟免許試験日時
長野県佐久合同庁舎(佐久市)		平成28年2月17日(水) 8時30分～15時	平成28年2月20日(土) 8時30分～17時

申込み

佐久地方事務所 林務課
 ◆初心者狩猟免許講習 提出書類 受講申込書 費用2,440円(テキスト代)
 ◆狩猟免許試験 提出書類 狩猟免許申請書・写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm) 医師の診断書(有料)・82円切手を貼った返信用封筒 費用5,200円

その他(狩猟免許取得後に必要なこと)

実際にシカやイノシシを捕獲するには、狩猟免許取得後に町の猟友会へ加入(会費3,000円)と損害保険へ加入をして、町から有害鳥獣駆除従事者に指定されることが必要です。 ※申請用紙は八千穂庁舎産業振興課にあります。

相談・ご不明な点等連絡先: 佐久地方事務所 林務課 林務係 TEL.0267-63-3152

ご不明な点、詳細については林務係へお問い合わせください。電話0267-88-2529

畑八開発(株)が 長野県消防団協力事業所知事表彰を受賞



県内の消防団員の約8割をサラリーマンが占めており、事業所の協力なしでは消防団が成り立たないことから、長野県では平成25年に「長野県消防団協力事業所等知事表彰」を創設し、消防団活動に貢献している事業所を表彰しています。

今年度県内で11事業所が選ばれ、佐久穂町からは畑八開発(株)が選ばれました。これはこれまでの消防団員確保のため社員に対する積極的な消防団への入団促進による団員確保や防災活動、消防団活動に対する社を挙げた協力体制の整備などの取り組みが認められたものです。

11月15日(日)に塩尻市レザンホールで行われた表彰式には、代表取締役の井出清人さんが出席し、栄えある表彰を受賞されるとともに受賞した事業所を代表してあいさつされました。



消防団員を募集しています!



佐久穂町消防団は、自営業者、サラリーマン、公務員など普段の仕事を持つかわら「地域住民の安全・安心を守る」ため、災害発生時には消火活動や水防活動、平常時には訓練や火災予防活動など行い、地域防災の要として日々活動しています。

自分のまち、みんなのまちを守るため、消防団員として活動してみませんか?

主な活動

火災、台風など災害時の消火・救出等活动
平常時の火災予防活動
災害出動時のための各種訓練

入団資格

佐久穂町に居住している方
満18歳から50歳までの方
健康である方(※女性の方も歓迎いたします。)

身分

佐久穂町の非常勤特別職の公務員
消防団活動中のケガや事故は公務災害として補償されます

お問い合わせ 総務課庶務係 TEL.86-2525